

福島県小規模企業支援資金融資制度要綱

1 目 的

この制度は、県内小規模企業の事業の円滑かつ着実な運営及び持続的発展を図るため、責任共有制度の対象除外である国の全国統一保証制度を活用して資金調達を円滑にし、経営基盤の安定並びに企業体質の強化に資することを目的とする。

2 方 針

- (1) 県は、この制度の適切な運用を図るため、財政資金を取扱金融機関に預託する。
- (2) 取扱金融機関は、預託額の2倍を目標として融資を促進するものとする。

3 要 領

(1) 取扱金融機関

県内の普通銀行、信用金庫、信用組合、株式会社商工組合中央金庫、ふくしま未来農業協同組合、福島さくら農業協同組合、夢みなみ農業協同組合、東西しらかわ農業協同組合及び会津よつば農業協同組合

(2) 融資の対象

県内に事業所を有し、次に掲げる中小企業信用保険法第2条第3項に定める小規模企業者を対象とする。

- ① 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人であって、中小企業信用保険法施行令（以下「政令」という。）第1条第1項に定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの
- ② 常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業とするもののうち、特定事業を行うもの
- ③ 事業協同小組合であって、特定事業を行う者又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
- ④ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
- ⑤ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
- ⑥ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（上記①から⑤に掲げるものを除く。）

ただし、福島県信用保証協会の無担保無保証人保証制度を利用する場合は以下の要件を追加する。

(ア) 当該業者が、保証協会に対する保証の委託の申込みの日以前1年以上引き続き県内において、同一業種（日本標準産業分類における小分類に該当する業種を基準とする。）に属する事業を行っていること。

(イ) 当該業者が、源泉徴収による所得税以外の所得税（法人は法人税）、事業税又は県民税若しくは市町村民税の所得割（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による障害者控除額、老年者控除額又は寡婦控除額を控除されたことにより県民税又は市町村民税の所得割の税額がなくなった者である場合は均等割、法人である場合は法人税割）のいずれかについて、保証協会に対する保証の委託の申込みの日以前1年間において納期（延納、納税の猶予又は納期限の延長に係る期限を含む。）が到来した税額がある者であって、かつ当該税額（延納、納税の猶予又は納期限の延長があった場合は、これに係る期限が当該申込みの日の翌日以降に到来するものを除く。）を完納していること。

(ウ) 保証協会からほかの債務の保証を受けていないこと。

(3) 融資の条件

① 資金使途

運転資金、設備資金

なお、本制度並びに国の全国統一保証制度である小口零細企業保証について、既存借入金の一本化・借換えができるものとする。

② 融資限度額

2,000万円

ただし、既存の保証協会の保証付融資残高（根保証においては融資極度額）との合計で2,000万円の範囲内となる新規融資に限る。

③ 融資期間

運転資金 7年以内（うち据置期間1年以内）

設備資金 10年以内（うち据置期間1年以内）

ただし、無担保無保証人保証は、運転・設備とも5年以内

④ 返済方法

一括又は分割返済とする。

⑤ 融資利率

固定 年2.0%以内

⑥ 保証人及び担保

法人、組合の場合 原則として連帯保証人1名以上とし、原則無担保とする。

個人の場合 必要により連帯保証人を徴し、原則無担保とする。

ただし、無担保無保証人保証は、徴さない。

⑦ 信用保証料

必ず保証協会の保証付きとする。

責任共有制度の対象除外となり、保証割合は100%とする。

福島県信用保証協会が定める基本保証料率に応じて、融資額に対する年間の信用保証料率を下記のとおりとする。

区 分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
信用保証協会 基本保証料率 (責任共有外保証料率)	2.20%	2.00%	1.80%	1.60%	1.35%	1.10%	0.90%	0.70%	0.50%
県制度信用保証料率 (政策目的制度)	1.10%	1.00%	0.85%	0.70%	0.55%	0.50%	0.45%	0.30%	0.15%

無担保無保証人保証 年 0.90%

ただし、福島県信用保証協会の定めにより、会計参与設置会社については年 0.1%、有担保保証は年 0.1%（無担保無保証人保証を除く）それぞれ割引いた料率が適用される。

(4) 融資取扱期間

随時

(5) 損失補償

本資金の融資を受けた者が返済不能となり、信用保証協会が代位弁済をしたときは、県が別に締結する契約により、信用保証協会に対して損失補償を行う。

4 その他

(1) 保証協会は、毎月 10 日までに前月分の融資実績を知事に報告するものとする。

(2) 知事が必要と認めたときは融資申込者若しくは融資を受けた者又は取扱金融機関若しくは保証協会に対し、所要の調査を行い又は指示することができるものとする。

(3) 融資原資については、当該年度の予算の範囲内とする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県小口零細企業資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県小口零細企業資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年3月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県小口零細企業資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県小口零細企業資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県小規模企業支援資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県小規模企業支援資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県小規模企業支援資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱3(3)⑥についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県小規模企業支援資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱3(3)⑥についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県小規模企業支援資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。ただし、改正後の要綱3(3)⑥についてはこの限りではない。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正前の福島県小規模企業支援資金融資制度要綱に基づき融資された資金については、なお、従前の例による。